

# 教職大学院と デマンドサイドとの連携

## 中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」

### 学校現場など養成された教員を受け入れる側（デマンド・サイド）との連携の重視

○保護者や学校現場、地域、教育行政など、養成された教員を受け入れる側（デマンド・サイド）の要請を踏まえ、特に学校現場との意思疎通を重視し、カリキュラムや教育方法、履修形態、指導教員、修了者の処遇、情報公開、第三者評価など大学院の運営全般にわたって、大学院と学校現場との強い連携関係を確立する。

○教職大学院においては、学校現場など養成された教員を受け入れる側（デマンド・サイド）との連携を重視する観点から適正な運営を確保するため、従来の運営体制にこだわらず、学校関係者等との密接な連携関係を管理運営体制の中に組み込むとともに、学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応し得る機動的な管理運営システムを大学院として確立することが重要である。

# 平成20年度設置計画履行状況等調査

20年度設置計画履行状況等調査において、19大学中17大学において留意事項が指摘されている。主な内容は(1)～(3)のとおり。

## (1) 入学者の確保について

教職大学院の設置の趣旨が生かされるよう、入学者の質に留意しつつ、入学者の適切な確保に努めること。特に、現職教員の受入れについては、教育委員会の人材養成ニーズと大学が求める学生の人材像について教育委員会と十分な共通認識を図ること。

## ※(2) 教育委員会との連携について

教育委員会に対し、教職大学院の設置趣旨について一層の理解を深め、積極的に連携協力してもらうための共通認識の確立に努めるとともに、デマンドサイドのニーズを踏まえた教職大学院になるよう、カリキュラムや教育方法等教職大学院の運営全般について教育委員会等の要望・意見を反映する仕組みを構築し、機能させること。

→19大学中9大学において指摘

## (3) 実習免除と実習体制について

実習を通じて身に付ける資質・能力を明確にした上で、実習の到達目標に相関性のある免除基準を確立し、教職経験等との相関性や免除の妥当性を検討した上で実習免除を実施すること。

教職大学院における実習の趣旨や意義を実習校に周知した上で、実習の成果が十分に上がるよう実習校との協力体制について十分配慮すること。

◇平成21年度設置計画履行状況等調査においても、20年度同様、全ての教職大学院において「**実地調査**」を行う予定。(調査時期:10月～11月)

# 教職大学院との連携による教育委員会におけるメリット

おもな連携内容は①～④のとおり。連携強化のためには教育委員会等にとっての**メリット**が必要。

## ①「現職教員学生の派遣」

→ 教職大学院における学修が**現職教員にとっての効果的な研修機能**を果たす。

## ②「修了者に対する処遇措置」

→ **高い実践力を身に付けた人材を養成し、現場に提供**することによって、教職大学院の教育内容に対し**高い評価**を得る。

そのためには…**デマンドサイドのニーズ**に応じたカリキュラム編成

学修成果、学修プロセスの可視化(既存大学院との違いの明確化)

## ③「連携協力校における実習」

- 
- ・**実習の中における学校現場の課題解決等への貢献**
  - ・**大学教員の専門的見地による現場のサポート**

## ④「実務家教員の派遣」

- 
- ・**教育委員会への研究成果の波及**
  - ・**学校現場の課題を踏まえた教員養成の実現**

↓

教育委員会との恒常的・実質的な協議を実施し、評価およびニーズを反映するシステムの構築が必要

# 修了のメリットに関する取組状況

## 給与や処遇面への反映

24大学中5大学で措置(東京学芸、創価、玉川、帝京、早稲田)

○東京都教育委員会において、東京都の管理職選考に合格した者が教職大学院へ入学し、修了した場合、指導主事として任用している。

## 名簿搭載期間の延長

24大学中16大学で措置(2年延長:12大学、1年延長:4大学)

(北海道教育、群馬、東京学芸、岐阜、静岡、愛知教育、京都教育、兵庫教育、奈良教育、岡山、長崎、創価、玉川、帝京、早稲田、常葉学園)

## 採用試験免除

24大学中9大学で措置(東京学芸、福井、岐阜、京都教育、福岡教育、創価、玉川、帝京、早稲田)

○学長の推薦のあった者に対し、一次試験免除

→東京都教委、神奈川県教委、横浜市教委、埼玉県教委、京都府教委、京都市教委、岐阜県教委

○学部4年次に採用内定した者で大学院進学を条件に採用内定を辞退した場合、あるいは大学院1年次において大学院修了後の特別選考受験を認められた場合、修了後の採用試験において一次選考、二次選考を免除し、大学院における履修状況の確認や面接を中心に採用試験を実施。

→福井県教委

○一次試験における科目免除(教職教養・専門教科)

→福岡市教委

## 初任者研修免除

24大学中1大学で措置(岡山)

○教職大学院修了者の希望により、宿泊研修免除。

# 「規制改革推進のための3か年計画」(閣議決定)への対応

## 「規制改革推進のための第3次答申 ー規制の集中改革プログラムー」(抄) (平成20年12月22日 規制改革会議)

### Ⅱ. 各重点分野における規制改革

#### 6 教育・資格改革

##### (1) 教育・研究分野

##### ⑩ 教職大学院の修了者の採用・処遇における公平性の確保

#### 【具体的施策】

各都道府県教育委員会、独自の採用を行う市町村教育委員会及び教職大学院を設置する可能性のある教員養成系大学・学部等に対して、教職大学院修了者の採用・処遇について、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを、引き続き周知すべきである。【平成20年度中に措置】

#### 【文部科学省の見解】

「修了者の実績等を踏まえ」選考するものであるならば、「教職大学院修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じること」には当たらない。

→ 東京都における「大学推薦制度」は、教職大学院修了者であることのみをもって採用するものではなく、修了者の実績等を踏まえて選考するものであり、閣議決定違反に当たらない。

※東京都教委における「大学推薦制度」

東京都と連携する教職大学院修了予定者については、大学の推薦書及び小論文の審査により一次試験免除。二次試験(面接・実技試験)のみ。